

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	私立幼稚園の設置廃止等の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	学校教育法第 4 条第 1 項第 3 号

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	学校教育法第 4 条第 1 項第 3 号 学校教育法施行令第 23 条第 1 項第 11 号
審 査 基 準	<p><input checked="" type="checkbox"/>設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>○学校教育法 (第 4 条第 1 項) 私立の幼稚園の設置廃止、設置者の変更又は収容定員に係る学則の変更は、町長の認可を受けなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p><input type="checkbox"/>設定 <input checked="" type="checkbox"/>未設定</p> <p>過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日